



流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和8年2月19日

流山市監査委員

岩原 淳一



流山市監査委員

中川



令和7年度

随時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び実施場所	2
第 7	監査の結果	2

令和7年度随時監査（学校事務）報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和7年度 随時監査（学校事務）

第2 監査を実施した監査委員名

岩原 淳一
中川 弘

第3 監査の対象

流山市立市野谷小学校の財務事務の執行及び管理状況

対象期間 令和7年4月1日から令和7年8月末日

所管 教育委員会

教育総務部 教育総務課、学校施設課

学校教育部 学校教育課、指導課

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、関係職員から説明を求めた。

なお、本監査実施日は、監査委員が同席し、関係書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

対象部課に提出を求めた関係書類は、次のとおりである。

- 1 公印使用簿（学校長印等）
- 2 文書発信簿・受付簿
- 3 服務整理簿
- 4 出勤簿
- 5 旅行命令簿
- 6 時間外勤務命令簿
- 7 切手・はがき等受払簿
- 8 予算差引簿

- 9 備品台帳
- 10 薬品管理台帳
- 11 学校給食費関係報告書
(食材費報告書、現金出納簿、領収書学校控え等)
- 12 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・ 予算執行伺書 A・B・C 票
 - ・ 契約書 (請書)
 - ・ 完成、完了 (納) 届
 - ・ 検査、検収調書
 - ・ 請求書
 - ・ 納品書
 - ・ その他関係書類

第 5 監査の期間

自 令和 7 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 12 月 25 日

第 6 監査の実施日及び実施場所

令和 7 年 10 月 31 日 流山市立市野谷小学校

第 7 監査の結果

1 総合意見

今回対象となった、市野谷小学校の事務執行はおおむね適正に行われていた。ただし、調査した範囲において、切手受払簿や薬品管理台帳等の記載に改善を要する事項や一部誤りなどが見受けられた。換金性の高い郵便切手や、取扱いに危険が伴う薬品については、小さな誤りが大きな事故につながることをないよう、特に細心の注意を払い厳重に管理されたい。

本監査で改善を求めた事項については、関係部課及び各小中学校内で情報を共有し、全体での改善を図られたい。

また、学校に勤務する市会計年度任用職員については、職種によって多様な勤務形態であることから、出退勤管理に伴う事務処理等が非常に煩雑となっており、誤りが発生しやすい状況となっていることが懸念された。

所管課においては、学校及び人事担当部署と協議を行い、事務の簡素化を図られたい。

新設校として、開校から一年あまりが経過したところであるが、学校長をはじめ職員の適正な事務執行に向けた意識の高さを確認できた。引き続き、正確かつ合理的な事務事業の執行管理に努められたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

課名等	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
市野谷小学校								0	1	2
教育総務課								0	0	0
学校施設課								0	0	0
学校教育課								0	0	1
指導課								0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項については、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

調査した範囲において、指摘事項は認められなかった。

(2) 検討・要望事項

- ・切手等使用時には切手受払簿への記入が徹底されているものの、管理者が不在の際は後日に確認欄への押印を行っていた。

代理の者が確認を行い、使用日に押印するよう改められたい。

(市野谷小学校)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じるよう求める。

注意事項一覧（表2）

注 意 事 項	課 名 等
出勤簿、サービス整理簿、時間外勤務命令簿の記載に不備があったもの。	市野谷小学校
薬品台帳の記載に誤記があったもの。	市野谷小学校
給食用消耗品及び備品について、見積書等支出伝票関係書類と納品書の日付に不整合があったもの。	学校教育部学校教育課